防災庁における法令違反行為等に関する
通報等への対応手続に関する訓令

（令和８年１１月２日
防災庁訓令第２０号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成 17 年７月 19 日関係省庁申合せ。以下「国の行政機関向けガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、防災庁において、防災庁及び防災庁職員についての法令違反行為等に関する、職員等からの通報及び相談（以下「通報等」という。）を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、防災庁の法令遵守等を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この訓令における用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとする。

一　「法令違反行為等」とは、防災庁及び防災庁職員による次に掲げるいずれかの違法又は不当な行為に関する事実をいう（当該法令違反行為等が生じるおそれがある場合を含む。）。

イ　法令に違反する行為に関する事実

ロ　国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）及び国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）に違反する行為に関する事実

ハ　人事院規則に違反する行為に関する事実

ニ　防災庁訓令等の内部規程に違反する行為に関する事実

ホ　その他防災庁の法令遵守の確保及び適正な業務遂行に資する事実

二　「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

イ　防災庁職員（以下「職員」という。）

ロ　防災庁と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

ハ　取引先事業者の理事、取締役その他の役員

ニ　取引先事業者

ホ　通報の日前１年以内に前各号に規定する者であった者

ヘ　イからホまでに規定する者のほか防災庁の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

三　「通報」とは、防災庁及び職員による法令違反行為等を知らせることをいう。

四　「相談」とは、通報に先立ち又はこれに関連して、必要な助言を受けることをいう。

五　「受付」とは、内部通報先（第９号に規定するものをいう。次号において同じ。）に対してな

された通報等を受けることをいう。

六　「受理」とは、内部通報先に対してなされた通報について、調査又は是正措置（再発防止策をとるよう要求することを含む。以下同じ。）を行う必要性があるものとして受けることをいう。

七　「被通報者」とは、その者が法令違反行為等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。

八　「管理者等」とは、職員の任命権者、任命権の委任を受けた者その他職員を監督する立場にある者をいう。

九　「内部通報先」とは、第４条第１項に規定する内部窓口、第５条第１項に規定する外部窓口及び第６条第１項に規定する法令等遵守担当官をいう。

（総括通報等責任者）

第３条　職員等から内部通報先に対してなされる通報等への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、審議官（総合政策）をもって充てる。

２　総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、研修の実施、通報等への対応の進捗等の管理、通報等を理由とする不利益取扱いの防止その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

３　総括通報等責任者は、前項に規定する事務を次条第２項に規定する内部通報責任者に行わせることができるものとする。

（内部窓口）

第４条　防災庁及び職員による法令違反行為等に関してなされる通報等を取り扱うため、統括官（総合政策）付参事官（総括）付に内部窓口を置く。

２　内部窓口に内部通報責任者を置き、統括官（総合政策）付参事官（総括）をもって充てる。

３　内部通報責任者は、総括通報等責任者を補佐し、必要な事務を担当する。

４　内部窓口を担当する統括官（総合政策）付参事官（総括）付職員は内部通報担当者として内部通報責任者の事務を補佐する。

５　内部通報責任者及び内部通報担当者を合わせて内部通報担当という。

６　内部通報責任者は、第４項の事務を行うために必要と認めるときは、統括官（総合政策）付参事官（総括）付に属する職員のうちから内部通報事務取扱補助者を指名し、その事務の補助をさせることができる。

７　内部窓口においては、次に掲げる事務を取り扱う。

一　通報等に関すること。

二　内部通報先の通報等への対応についての意見又は苦情に関すること。

三　通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡調整に関すること。

四　庁内の連絡調整に関すること。

８　内部窓口において通報等の受付を行ったときは、その内容により次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一　通報者等から面談、電話、電子メール等を通じて法令違反行為等の概要その他の必要な情報を聴取すること。

二　通報者等の保護の徹底を図るために必要な措置を行うこと。

（外部窓口）

第５条　防災庁の外部において防災庁及び職員による法令違反行為等に関してなされる通報等を取り扱うため、外部に通報等の外部窓口（以下「外部窓口」という。）を置くことができる。

２　外部窓口においては、前条第７項各号に掲げる事務（外部窓口に対してなされた通報等に係るものに限る。）を取り扱う。

３　外部窓口において通報等の受付を行ったときは、その内容により前条第８項各号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一　聴取して把握した内容を内部通報担当に報告し、通報として受理すべきか否かについて判断を求めること。

二　内部通報担当が通報について調査を行うに際して、求めに応じ、助言及び指導を行うこと。

三　その他防災庁の法令遵守等を確保するために必要な措置を行うこと。

４　外部窓口において前項第１号に掲げる措置をとる場合には、通報者等が内部通報担当に特定されないための措置をとるものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

一　通報者等による書面（電子メールを含む。）による明示の同意があった場合

二　通報者等が内部通報担当に自らが通報等を行ったことを既に明らかにしている場合

５　外部窓口の担当者は、通報者等による通報等の内容が、内部通報担当に報告することが不適当と判断した場合には、総括通報等責任者に報告するものとする。

（法令等遵守担当官）

第６条　その所属する職員からの通報等を取り扱うため、防災庁組織令（令和８年政令第 000 号）の規定により部局等に置かれる組織の長、その他これに準ずる職にある者を法令等遵守担当官とする。

２　法令等遵守担当官は、第４条第７項各号に掲げる事務を取り扱う。ただし、同項第１号に掲げる事務にあっては、その所属する職員からの通報等に関することに限ることとし、同項第３号に掲げる事務にあっては、その所属する職員である通報者等との連絡調整に関することに限ることとする。

３　法令等遵守担当官はその所属する職員から直接通報等の受付を行ったときは、その内容により第４条第８項各号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一　聴取して把握した内容を内部通報担当に報告し、通報として受理すべきか否かについて判断を求めること。

二　内部通報担当が通報について調査を行うに際して、求めに応じ、協力をすること。

４　法令等遵守担当官が前項第１号に掲げる措置をとる場合には、通報者等が内部通報担当に特定されないための措置をとるものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

一　通報者等による書面（電子メールを含む。）による明示の同意があった場合

二　通報者等が内部通報担当に自らが通報等を行ったことを既に明らかにしている場合

５　法令等遵守担当官は、その所属する職員から内部窓口又は外部窓口に対してなされた通報等の対応に協力をするとともに、当該通報等を行った職員の保護の徹底を図るために必要な措置を行うものとする。

（公益通報対応業務従事者）

第７条　次に掲げる者を法第 11 条第１項に規定する公益通報対応業務従事者として指定する。

一　総括通報等責任者

二　内部通報責任者

三　内部通報担当者

四　外部窓口の担当者（外部窓口に対してなされた通報並びに内部通報担当から助言及び指導を求められた通報に関して公益通報対応業務を行う場合に限る。）

五　法令等遵守担当官（その所属する職員から法令等遵守担当官に対してなされた通報及び内部通報担当から協力を求められた通報に関して公益通報対応業務を行う場合に限る。）

２　内部通報責任者は、必要があると認めたときは、その都度、前項に規定する者以外の職員を公益通報対応業務従事者として指定することができる。

３　内部通報責任者は、前項の規定による指定をする場合には、書面（電子メールを含む。）により、その旨を当該職員に対して通知しなければならない。

第２章　秘密保持の徹底・利益相反の排除等

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第８条　通報等への対応に関与（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知ることを含む。以下同じ。）する職員及び外部窓口の担当者は、通報等に関する秘密を必要最小限の範囲に限定するものとし、これを超えて漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

２　通報等への対応に関与する職員及び外部窓口の担当者は、当該通報等の対応手続において知り得た個人情報の内容を必要最小限の範囲を超えて他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

３　前２項の違反があった場合には、総括通報等責任者及び内部通報責任者は、通報等を行った職員の管理者等に対して、当該職員に対する適切な救済・回復の措置をとるよう要求することができる。

４　通報等への対応に関与する職員及び外部窓口の担当者は、通報者等を特定しなければ調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、通報者等を特定しようとする行為を行ってはならない。

５　通報等への対応に関与する職員及び外部窓口の担当者は、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、通報の受理、調査及び是正措置並びに通報者等への通知の段階をいう。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　以下に例示する措置をとることにより、情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

イ　通報等の事案に係る記録・資料（通報等に係る情報を電磁的に管理している場合の電磁的記

録を含む。）を閲覧することが可能な者を最小限に限定すること。

ロ　通報等の事案に係る記録・資料を施錠管理等すること。

ハ　通報等の事案に係る新たな資料を作成する際は、必要に応じて、関係者の固有名詞を仮称表記にするよう努めること。

ニ　通報等に係る電磁的記録を管理する場合には、操作・閲覧履歴を記録すること。

二　通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと（通報等への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

三　通報者等の特定につながり得る情報を、必要最小限の範囲を超えて開示する場合には、書面（電子メールを含む。）により、通報者等の明示の同意を取得すること。

四　前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

五　通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

6　内部通報先における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、第１項、第２項、第４項及び第５項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令に従うものとする。

（利益相反関係の排除）

第９条　職員及び外部窓口の担当者は、自ら当事者となっている案件に関する通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

２　通報等への対応に関与する者（通報等への対応に着手しようとする者を含む。以下同じ。）は、通報等への対応の各段階において、相互に当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

３　通報等への対応に関与する者は、当該案件について自らが利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに内部通報責任者にその旨を伝えなければならない。

（幹部職員が当事者となる案件の取扱い）

第10条　内部通報担当は、幹部職員が当事者となっている案件に関する通報等については、利益相反関係を有しない外部の専門家からモニタリングを受けながら対応する。

第３章　通報等への対応

（通報等の取扱い）

第11条　内部通報先は、通報等があったときは、法及び国の行政機関向けガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付又は通報の受理を拒んではならない。

２　内部通報先は、匿名による通報等についても、実名による通報等と同様の取扱いを行う。

（受付手続）

第12条　内部通報先は、通報等の受付を行ったときは、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、次に掲げる事項を通報者等に確認するものとする。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

一　通報者等の氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス又は住所若しくは居所）

二　被通報者の氏名

三　通報者等と被通報者との関係

四　法令違反行為等の概要と関係する法令等

五　法令違反行為等を裏付ける資料、物件等の有無及びその名称等

２　内部通報先は、通報等の受付を行ったときは、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（次条第３項に規定する説明並びに次項、次条第２項、第14条第３項、第17条第４項及び第19条第２項に規定する通知においても、同様とする。）。

一　通報等に関する秘密は保持されること。

二　個人情報は保護されること。

三　通報者等に対する不利益な取扱いはないこと、もし、通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱いを受けた場合は内部通報担当に連絡すること。

四　通報受付後の手続の流れに関すること。

３　前２項において、書面（電子メールを含む。）等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、速やかに通報者等に対して通報等を受け付けた旨を通知するよう努めるものとする。

４　通報等の受付を行う際には、専用回線を設けることや、勤務時間外に個室や庁舎外で面談する等の措置を適切に講じ、通報者等の秘密を守ることとする。

（受理手続）

第13条　内部通報担当は、内部窓口が通報等の受付を行った後又は外部窓口若しくは法令等遵守担当官から通報等の受付を行った旨の報告がされた後は、法及び国の行政機関向けガイドラインの趣旨を踏まえて当該通報等に関して調査又は是正措置を行う必要性について十分に検討する。

２　内部通報先は、内部通報担当が通報を受理すると判断したときはその旨を、受理しないと判断したとき（情報提供として受けることを含む。）はその旨及びその理由を通報者等に通知する。

３　前項の場合において、通報を受理する旨を通知するときは、内部通報先は、当該通報を行った通報者に対して、通報者本人からの情報流出によって通報者が特定されることを防ぐため、通報者本人も情報管理に十分留意すべきことを併せて説明するものとする。

４　内部通報担当は、当該通報を受理するときは、当該通報への対応手続の終了までに必要と見込ま

れる期間を設定するよう努めるものとする。

第４章　調査及び是正措置

（調査の実施）

第14条　通報を受理したときは、内部通報担当は、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者がその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行い、可及的速やかに調査結果を取りまとめる。

２　総括通報等責任者及び内部通報責任者は、調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

３　内部通報先は、適正な業務執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、通報者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、内部通報担当が取りまとめた調査結果を遅滞なく通知する。

（調査の方法）

第15条　通報のあった法令違反行為等の調査に当たっては、内部通報担当は通報者から面談、電話、電子メール等を通じて内容等について聴取し、把握した内容を通報者に提示して、内容に誤りがないか確認するよう努める。

２　通報に関して調査又は是正措置を行う必要性がないとして調査を終了する場合には、通報を受理したこと又は調査を実施したことについて被通報者の管理者等に知らせないものとする。ただし、調査の実施の過程で、既に管理者等へ聴取を行っている場合を除く。

３　調査の端緒が通報等であることを他の職員に認識させないよう、事案の性質に応じて、次に掲げる調査方法を用いる等、適切な措置をとるものとする。

一　抜き打ちの監査を装うこと。

二　該当部署以外の部署にもダミーの調査を行うこと。

三　核心部分ではなく周辺部分から調査を開始すること。

（協力義務等）

第16条　内部通報担当は、通報のあった法令違反行為等の調査に当たり、職員に対して必要な協力を求めることができる。

２　内部通報担当から調査の協力を求められた職員は、調査に誠実に協力をしなければならず、調査を妨害する行為をしてはならない。

（調査結果に基づく措置）

第17条　内部通報担当は、調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合、速やかに被通報者の管理者等に調査結果を報告する、是正権限を有する部署に対し是正措置をとるよう要求するなどの措置をとらなければならない。

２　前項の是正措置の要求を受けた部署は、速やかに是正措置をとるものとする。
３　前項の是正措置をとった場合には、当該是正措置を行った者はその内容を速やかに内部通報責任者に報告することとする。
４　内部通報先は、第２項の是正措置がとられた場合には、その内容を、防災庁における適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。
５　内部通報担当は、是正措置をとった後、法令違反行為等が再発していないか、是正措置が十分に機能しているか確認するとともに、必要に応じ、新たな是正措置をとるものとする。

第５章　通報者等の保護等

（通報者等の保護）

第18条　通報者等である職員の管理者等は、内部通報先に対し不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報等を行った職員に対し、通報等を行ったことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。
２　前項における不利益な取扱いの例は、次に掲げるとおりである。
一　職員たる地位の得喪に関する行為（免職、辞職の強要、任期の更新拒否、本採用・再任用の拒否、休職等）
二　人事上の取扱いに関する行為（降格、降任、不利益な配置換・転任・長期出張等の命令、昇進・昇格における不利益な取扱い、懲戒処分等）
三　経済待遇上の取扱いに関する行為（減給その他手当等における不利益な取扱い、不当な損害賠償請求等）
四　精神上又は生活上の取扱いに関する行為（事実上の嫌がらせ等）
五　通報を行うことを妨げ、又はこれを抑止する行為（通報を行わないよう求めること、通報を行った場合の不利益な取扱いを示唆すること、その他これらに類する行為を含む。）
３　内部通報責任者は、被通報者が、通報者等の存在を知り得る場合には、被通報者が通報者等に対して第１項に規定する不利益な取扱いを行うことがないよう、被通報者に対して、注意喚起をする等の措置をとるものとする。
４　内部通報責任者は、通報等の対応の終了後、通報者等に対し、通報等を行ったことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認し、通報者等が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、これを是正し得る者に通知し是正を求める、人事院に対する不利益処分についての審査請求（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 90 条）、勤務条件に関する行政措置の要求（同法第 86 条）、苦情相談制度等を利用することができる旨を伝えるなど、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

（意見又は苦情への対応）

第19条　内部通報先は、内部通報先に対する通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

２　前項の申出の内容が、通報等への対応に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び是正措置の遅滞、不適切な調査の実施その他内部通報先の不適切な対応に関するものである場合には、前項の申出を受けた内部通報先は、速やかに苦情に係る内部通報先における対応状況を確認し、必要な是正措置をとった上で、その結果を通報者等に通知するものとする。

第６章　雑則

（懲戒処分等）

第20条　管理者等は、第８条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定に正当な理由なく違反した職員並びに第18条第１項の規定に違反した職員に対しては、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

（通報等の関連文書の管理）

第21条　通報等への対応に係る記録及び関係資料については、文書管理に関する法令、防災庁行政文書管理規則（令和８年防災庁訓令第０号）等に基づき適切な方法で管理しなければならない。

（法及び本訓令の周知等）

第22条　総括通報等責任者は、防災庁における通報等への適切な対応を推進するため、通報等への対応に関する規程類を整備するほか、職員に対する広報の実施、定期的な研修、説明会の実施その他適切な方法により、法及び本訓令に基づく通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組み等について、充分に周知するものとする。

２　総括通報等責任者は、公益通報対応業務従事者に対し、公益通報者を特定させる事項の取扱い、法第 12 条の規定による義務、同条に違反した場合の罰則等について、十分に教育するものとする。

３　総括通報等責任者は、前２項の事務を、内部通報責任者に行わせることができる。

４　内部通報先は、通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組みについて職員等から問合せがあった場合には、教示するものとする。

（内部通報責任者における通報対応の評価及び改善）

第23条　内部通報先における通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、内部通報責任者は、通報対応の仕組みの運用状況に関する情報（公表することにより、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務遂行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じるものを除く。）を、各年度の終了後、速やかに公表する。

２　内部通報責任者は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関、民間事業者による先進的な取組事例等を参考として、必要に応じて、通報対応の仕組みを継続的に改善する。

（他の法令等との関係）

第24条　通報等への対応手続については、他の法令（告示、訓令その他の規則を含む。）に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、本訓令の定めるところによる。

第25条　本訓令は、職員等が本訓令に規定する者以外の職員に対し通報等を行うことを妨げるものではない。

附　則

この訓令は、令和８年１１月２日から施行する。